

感染等緊急時および災害時等における事業所間連携に関する覚書

（一般社団法人就労支援ぎふの会 加盟事業所間協力協定）

一般社団法人就労支援ぎふの会（以下「本会」という。）の加盟事業所は、地震・風水害その他の災害、感染症の流行、事故その他の緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合において、障害福祉サービス利用者の安全確保及び事業継続を図るため、以下のとおり相互に協力することについて合意し、本覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、災害等により加盟事業所の運営が困難となった場合において、加盟事業所相互の協力により利用者の安全確保及び福祉サービスの継続を図ることを目的とする。

第2条（連携の基本原則）

加盟事業所は、次の基本原則に基づき相互協力を行う。

- 1）利用者の生命・身体の安全を最優先とする
- 2）障害福祉サービスの継続的提供に努める
- 3）可能な範囲で人的・物的資源を相互支援する
- 4）各事業所の事業継続計画（BCP）との整合を図る

第3条（情報共有）

災害等が発生した場合、加盟事業所は速やかに次の情報を本会および加盟事業所間で共有する。

- 1）利用者及び職員の安否
- 2）事業所施設の被災状況
- 3）事業継続の可否
- 4）必要な支援内容

情報共有は、電話、電子メール、メッセージアプリ等の方法により行う。

第4条（利用者受入れ支援）

災害等により事業継続が困難となった加盟事業所が発生した場合、他の加盟事業所は可能な範囲で次の支援を行う。

- 1）利用者の一時的受入れ
- 2）作業場所の提供
- 3）生産活動への参加機会の提供

受入れ人数及び期間は、各事業所の状況を踏まえ協議のうえ決定する。

第5条（人的支援）

会員事業所は必要に応じ、次の人的支援を行う。

- 1) 職員の応援派遣
- 2) 福祉専門職の協力
- 3) 運営支援に関する助言

ただし、各事業所の雇用契約及び労働関係法令を遵守するものとする。

第6条（物資支援）

会員事業所は可能な範囲で以下の物資支援を行う。

- 1) 食料
- 2) 生活物資
- 3) 作業資材
- 4) その他必要物資

第7条（費用の取扱い）

本覚書に基づく支援に伴う費用については、原則として実費相当額を当事者間で協議のうえ負担する。

第8条（責任の範囲）

本覚書に基づく協力は、各事業所の可能な範囲で行うものとし、協力を行った事業所は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

第9条（個人情報の取扱い）

利用者情報等の個人情報については、関係法令及び各事業所の個人情報保護規程に基づき適切に取り扱う。

第10条（有効期間）

本覚書の有効期間は締結日より5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも異議がない場合は、自動更新する。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、会員事業所間で誠意をもって協議する。

第12条（覚書の保管）

本覚書は、本会および各加盟事業所が保管する。